

第4章 地方財政と政府間財政関係

unit 13

- Check 1* 省略（通常は市町村・東京都特別区のウェブサイトから得られる）。
- Check 2* 省略（通常は市町村・東京都特別区のウェブサイトから得られる）。
- Check 3* 省略（通常は市町村・東京都特別区のウェブサイトから得られる）。

unit 14

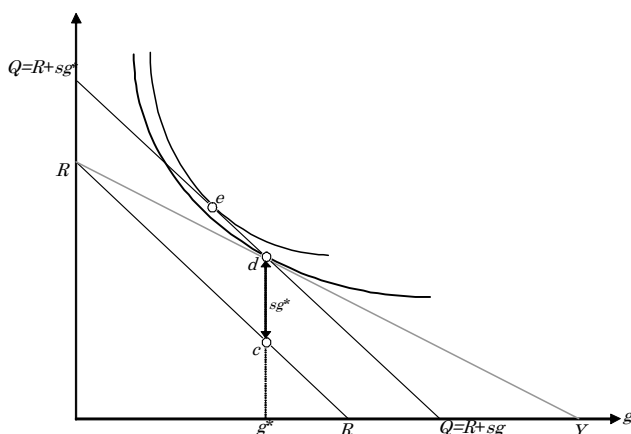
- Check 1* 国庫支出金は定率特定補助，地方譲与税の多くは定額特定補助，地方交付税は一般定額補助とされる。しかし，例えば地方道路譲与税の場合は道路費用に用いられ，それによって道路延長や面積が増加すれば，配分される地方譲与税も増加するため，厳密な意味では定額ではない。また，地方交付税も公共投資の大小や地方債の発行額によって基準財政需要額が変化し，配分される交付税の金額が異なるため，これもまた実質的には定額とは言い難い。
- Check 2* 163頁の第1パラグラフから164頁の第1パラグラフまでの部分をみよ。
- Check 3* 164頁の第3パラグラフから166頁の第2パラグラフまでの部分をみよ。
- Check 4* 168頁の第2パラグラフをみよ。

unit 15

- Check 1* 170頁の第2パラグラフから171頁の第2パラグラフまでの部分をみよ。
- Check 2* 171頁の第3パラグラフから172頁の第2パラグラフまでの部分をみよ。
- Check 3* 175頁の第2パラグラフから第3パラグラフまでの部分をみよ。
- Check 4* 便益漏出は他の地方政府にとってただ乗りできる好ましい効果であるから，外部経済としてみなすことができる。したがって，unit5で説明した外部経済の議論をそのまま用い（当該部分はかならず復習すること），便益が漏出する地方公共財は過小供給されると説明できる。
- Check 5* ある地方政府Aが税率を増加させると，その地方から課税ベースが他の地方Bへと逃げ足すことになる。これによって他の地方政府Bは税率を上げることなく，自己の税収を増加することができる。つまり，地方政府Bにとって地方政府Aの税率の増加は外部経済であるから，unit5で説明した外部経済の議論をそのまま用い（当該部分はかならず復習すること），その税率は過小に設定される説明できる。
- Check 6* コラム8（178頁）を参照せよ。
- Check 7* 179頁の第3パラグラフから181頁の第1パラグラフまでの部分をみよ。

unit 16

Check 1 地方の厚生を $V=V(z,g)$ と表し、 z と g を 2 分野における地方歳出とする。さらに、各サービス水準が増加すると、地方厚生水準も増大すると仮定する。地方は定額の歳入 R を z と g に配分するから予算制約は $R=z+g$ となる。ここで、中央が g に対し補助率 s ($0 < s < 1$) で補助すれば、予算制約は $R=z+(1-s)g$ となる。以下ではこの効果を図示しよう。図は同額の定額補助金と定率補助金の効果を比較している。線分 RR は補助がない場合の予算制約、 RY は補助がある場合の予算制約である。定率補助金が存在する場合、地方は点 d を選択する。点 d における g の値を g^* とすると、そこで受け取る特定定率補助金は sg^* となる。この移転額と同額の一般定額補助金 $M=sg^*$ の場合、歳入が定額分増加し $R+M$ となるから、予算制約は RR から QQ へと垂直に $M=sg^*$ だけシフトし、点 e が選択される。ここで次の 2 点に注意しよう。第 1 に、 cd の長さは sg^* に等しいから、必ず QQ 上に点 d が位置する。第 2 に、点 d で線分 RY に接する無差別曲線の傾き（限界代替率）は定率補助により 1 より小さくなる。したがって、傾き 1 の線分 QQ は点 d で RY に接する無差別曲線と図のように交わるから、一般定額補助の場合に選択される点 e によって与えられる無差別曲線（=予算線 QQ と接する無差別曲線）は、特定定率補助の場合に選択される点 d によって与えられる無差別曲線（=予算線 RY と接する無差別曲線）よりも右上に位置することが理解できる。すなわち、点 e での厚生は点 d での厚生よりも高いことが示され、地方が同額の財政移転を受け取るならば、一般定額補助金は特定定率補助金よりも地方の厚生を増大させることになる。つまり定額補助のほうが定率補助より効率的である。



Check 2 184 頁の第 2 パラグラフから 185 頁の第 3 パラグラフまでの部分のみよ。

Check 3 186 頁の最後パラグラフから 188 頁の第 1 パラグラフまでの部分のみよ。

Check 4 フライペーパー効果と課税努力については、188 頁の第 3 パラグラフか

ら 189 頁の第 4 パラグラフまでの部分のみよ。
ソフトバジェットについては、例えば、『フィナンシャル・レビュー』掲載の赤井ほかの論文 (http://www.mof.go.jp/f-review/r61/r_61_120_145.pdf) や『経済政策ジャーナル』掲載の林論文
(原稿版 : <http://www.econ.hit-u.ac.jp/~hayashim/Works/Kofuzei.pdf>) を参照せよ。